

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和6年 **10**月 **10**日 告示日以降の日付

令和6年 **10**月 **27**日執行 富山県知事選挙

候補者 **富山 花子**

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	富山市新穂曲輪1-4-5 あいうえお印刷株式会社 代表取締役 △△ △△
作成枚数	130,000 枚
作成金額	802,100 円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のビラを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
130,000枚（2種類以内）
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $7円73銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数} = 単価 \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

$$単価 \times 当該作成枚数 = 限度額$$